

(別添資料2)

令和8年度福島県における脱炭素×復興まちづくり実現に資する調査委託業務に関する企画書等
審査基準及び採点表

企画書 作成項目	審査項目		審査基準	配点		採点
					小計	
業務に対する 理解度 (様式A)	業務内容に対する理解度 (業務全体の実施方針)		<ul style="list-style-type: none"> ・本業務に対する専門的知見があること。 ・本業務に対する理解度が高いこと。 	10	10	
実施方法等の 提案 (様式B)	仕様書(骨子) 2.	(1) 地域課題の把握、関係事業者等へのヒアリング実施及びプラットフォーム内での情報共有体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・地元自治体や地元関係者、プラットフォーム参加事業者等のニーズを効果的・効率的に把握する方法とプラットフォーム内で情報共有できる体制についての具体的かつ効果的な提案がなされていること。また、情報収集の方法は、地元自治体や地元関係者の過度な負担とならないような配慮について記載があること。 	10	120	
		仕様書(骨子) 2.	(2) プラットフォーム参画企業間の交流機会の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・プラットフォームの参画企業等の活動に資するテーマ設定及び地域における事業創出に意欲的な参画企業等が多数参加するための効果的な仕組みや、地域経済に好影響を与えるよう配慮された運営方法について具体的かつ効果的な提案がなされていること。 		15
	仕様書(骨子) 2.	(3) 個別WGの活動支援及び個別WG活動に係る課題の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・個別WGが事業化に向けて効果的な枠組みとして機能するような具体的な提案がなされていること。 ・活動が活発化していない個別WGに関する課題抽出の方法や、既存のWGに対する効果的・効率的な支援方法並びにWGの新設及び改廃の在り方について、具体的な提案がなされていること。 	10		
	仕様書(骨子) 2.	(4) プロジェクトの認証制度創設と事業化に向けた伴走支援	<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクトの認証に関する審査基準等の制度設計、プロジェクトの認証委員会のメンバー、認証されたプロジェクトに対する伴走支援の内容について、具体的かつ効果的な提案がなされていること。 	40		
	仕様書(骨子) 2.	(5) 実証事業の制度設計及び採択された実証事業の伴走支援	<ul style="list-style-type: none"> ・採択時の審査基準、中間時・年度末時における評価基準、審査委員会の構成候補者等の制度設計、実証事業の運営方法やその留意点について、具体的かつ効果的な提案がなされていること。 ・実証事業の伴走支援では、社会実装に向けた実効的な方策や事業性向上に資するための創意工夫等、実現可能性を高めるために必要な内容について、具体的かつ効果的な提案がなされていること。 	40		
	仕様書(骨子) 2.	(11) その他提案	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務の執行に当たり有効と思われる提案であること。 	5		
業務実施フロー (様式C)	業務遂行の確実性		<ul style="list-style-type: none"> ・業務の手順や各業務項目の連携において、効率的、効果的に実施できるものであること。 	5	5	
管理技術者 (様式D-1)	技術力	配置予定の専門技術者の経験等	<ul style="list-style-type: none"> ・事業統括者に関して、業務実績、本事業実施に関係する能力及びエネルギー対策特別会計に対する認識・理解が十分であること。 ・効果的に事業を実施するための能力を有する者が担当者として確保されていること。 	10	15	
	専任性	手持ち業務量	<ul style="list-style-type: none"> ・事業統括者の手持ち事業が5件以上ある場合には、不可0点とする。 	5		
業務従事者 (様式D-2)	配置、役割分担等		<ul style="list-style-type: none"> ・業務体制について、役割や責任を明確化し、責任者の能力及び実働人員の確保、実際に動かしていくための 	10	10	

		現実的な体制が示されていること。			
業務実績 (様式E)	過去における本業務の内容と同種業務の実績	過去5年間に同種業務の実績が1件以上あれば1点とし、以降は件数や業務概要に応じて加点する(最大5件)。同種業務とは、脱炭素まちづくりに関する検討、計画策定業務、まちづくりに関する計画策定業務とする。	5	5	
見積価格・積算内訳 (経費内訳書)	提案内容に対する価格の妥当性		5	10	
	積算内訳の妥当性		5		
組織の環境マネジメントシステム認証取得等の状況 (様式F)	事業者の経営における主たる事業所(以下「本社等」という。)でのISO14001、エコアクション21、エコステージ、エコ・ファースト制度、地方公共団体による認証制度等の第三者による環境マネジメントシステム認証取得等の有無。ただし、企画書提出時点において認証期間中であること。 又は現在は認証期間中でないが過去に第三者による環境マネジメントシステム認証等を受けたことがあり、現在は本社等において自社等による環境マネジメントシステムを設置、運営等していること。		5	5	
組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況 (様式G)	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)、次世代育成支援対策推進法(以下「次世代法」という。)、青少年の雇用の促進等に関する法律(以下「若者雇用推進法」という。)に基づく認定等(プラチナえるぼし認定、えるぼし認定、プラチナくるみん認定、くるみん認定、トライくるみん認定、ユースエール認定等)の有無。ただし、企画書提出時点において認定期間中であること。 ※複数の認定等に該当する場合は、最も得点が高い区分により加点を行うものとする。 ※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国人については、相当する各認定等に準じて加点する。 ○女性活躍推進法に基づく認定等(プラチナえるぼし認定・えるぼし認定等) ・プラチナえるぼし(※1) 5点 ・えるぼし3段階目(※2) 4点 ・えるぼし2段階目(※2) 3点 ・えるぼし1段階目(※2) 2点 ・行動計画(※3) 1点 ※1 女性活躍推進法(令和2年6月1日施行)第12条に基づく認定 ※2 女性活躍推進法第9条に基づく認定 なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。 ※3 常時雇用する労働者の数が1人以下の事業主に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。 ○次世代法に基づく認定(プラチナくるみん認定・くるみん認定・トライくるみん認定) ・プラチナくるみん認定 4点 ・くるみん認定(新基準※4) 3点 ・くるみん認定(旧基準※5) 2点 ・トライくるみん認定 2点 ※4 新くるみん認定(改正後認定基準(令和4年4月1日施行)により認定) ※5 旧くるみん認定(改正前認定基準又は改正省令附則第2条第5項の経過措置により認定) ○若者雇用推進法に基づく認定(ユースエール認定) 4点		5	5	
組織のカーボンニュートラル実現に向けた取組	温室効果ガスの排出削減目標の設定	2050年又はそれ以前のカーボンニュートラル達成など、提案者が設定している温室効果ガスの排出削減目標を記載すること。 提案者における温室効果ガスの排出削減目標を設定・公表している場合は可(2点)とし、2050年カーボンニュートラル達成(Scope1+2)を目標とする場合は準良(4点)とする。目標年限の前倒し、野心的な中間目標(例:2013年度比2030年度46%以上の削減)、Scope3の削減目標等を設定している場合は、その内容に応じて加点する。	10	10	

デコ活の実施	デコ活応援団への参画及びデコ活宣言の実施の有無を記載するとともに、デコ活に関する取組状況を記載すること。 以下の項目について、該当する場合はそれぞれ加点する。 ・デコ活応援団への参画 2点 ・デコ活宣言の実施 2点 ・デコ活に関する顕著な取組 1点	5	5	
合計			200	

注) 1. 企画書等において、提出者の外部協力者へ再委任又は共同実施の提案を行う場合、業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を外部に再委任等してはならず、そのような企画書等は不合格として、選定対象としないことがある。

2. 積算内訳書において、再委任に係る外注費が見積価格の1/2以上である場合は、不適切として、選定対象としないことがある。

【採点基準】

- ・秀
- ・優
- ・良
- ・準良
- ・可
- ・不可

5点満点の場合	10点満点の場合	15点満点の場合	40点満点の場合
5点	} ×2	×3	×8
4点			
3点			
2点			
1点			
0点			